



# 甲府市結婚新生活支援事業補助金

29歳以下 **60** 上限 万円 39歳以下 **30** 上限 万円

上記はいずれも入籍日において夫婦ともに満たす年齢条件です

## 補助対象



- ① 家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ② 新居の購入費（土地代除く）
- ③ リフォーム費用
- ④ 引っ越し業者や運送業者に支払った引越費用

①-④令和8年4月1日～令和9年2月26日までに支払ったもの

## 対象要件

以下のすべての要件に当てはまる世帯が対象です

詳しくはHPに記載しています。要綱等必ずご確認ください



申込みは↑  
こちらから

- 令和8年1月1日～令和9年2月26日に入籍した世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
- 申請日より5年以上継続して甲府市内に居住する意思があること
- 夫婦ともに市税の滞納がないこと
- 申請日において本市の住民基本台帳に記録されている夫婦の双方の住所が申請に係る住宅の所在地になっていること
- 対象となる講座等のうちいずれか一つを夫婦ともに実施すること（講座等詳細はHPを確認し申請日までに必ず実施してください）

## 申請期限 令和9年2月26日まで

予算に限りがあります。申請する1か月前までに、婚姻日、住所、本籍、所得等必要な項目を入力して事前申請してください。こちらから連絡をします。書類が揃いましたら郵送または窓口まで持参ください。

お申込み &  
お問合せ

甲府市 企画部 連携共創課 6階  
〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

☎ 055-237-5319(直通)

詳細、要綱等はこちら

甲府市結婚新生活支援事業

検索 🔍

## 補助金交付までの手続き

### 事前受付

申請する1か月前までにホームページ内の申込フォームに入力しお問合せください  
申請可否を2週間程度でご連絡します

### 申請

支払った住居費・引越費用の合計が補助上限額に達したら申請書類を郵送又は持参してください  
※ 上限に達しなかった場合でも令和9年2月26日までに提出してください

### 審査

補助金の対象要件を満たしているか、申請書類に不備がないかなど申請書類を審査します  
※ 約1か月～2か月ほどかかります

### 通知

補助金の交付が決定しましたら交付決定通知書と補助金交付請求書を送付します

### 請求

補助金交付請求書を同封した返信用封筒で郵送又は持参してください

### 交付

補助金交付請求書が甲府市に届いてから約1か月ほどで振り込みします

申し込みの状況により、お時間をいただくことがございます

## 申請書類

- ※(1) 申請書（第1号様式）
- ※(2) 誓約書兼同意書（第3号様式）
- ※(3) 受講講座等確認書（第4号様式）
- (4) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（婚姻後の本籍地が甲府市でない方のみ）
- (5) 令和8年度の所得証明書（令和8年1月1日時点で甲府市以外に住民登録があった方のみ）
- (6) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（現に貸与型奨学金を返済していて、夫婦の合計所得が500万円を超える場合）
- (7) 住宅の売買契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (8) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (9) 住宅の賃貸借契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (10) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
- (11) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (12) その他、市長が必要と認める書類

※は提出必須です。上記以外にも書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡させていただく場合があります